◇計画に変更が生じた場合の手続きについて

〇軽微な変更に該当する場合 (軽微な変更に該当するかどうかは、お問合せください。)

- 変更に係る部分に着手する前に、市規則第4条に基づく『設計変更届』の提出が必要です。
 - ~ 『設計変更届』について~

〇軽微な変更に該当しない場合

- 計画変更確認申請の提出が必要です。
- 変更に係る部分については、変更の確認済証が交付された後に着手してください。

◇完了検査申請時の提出書類について

- 〇施行規則第4条第1項第2号に規定する工事写真について
- 法第7条の5(検査の特例)の適用を受ける場合は、施行規則第4条第1項第2号に規定する工事写真の提出が必要です。
- ・ 市規則第8条に基づく工事監理状況報告書の提出は引き続き必要です。この場合は、以下の工事写真を添付して提出して下さい。
- また、市規則第8条に該当せず、工事監理状況報告書の提出が不要となる場合で、法第7条の5に 規定する検査の特例を受けようとする場合は、別紙の工事写真参考様式をご活用下さい。
 - 例: 平屋 100 ㎡以下の木造建築物など、建築士の資格が必要とならない規模の建築物において、建築士による検査の特例を受ける場合。

【必要な写真】

- ①基礎の配筋工事終了時
 - ・ 基礎配筋後の全景
 - 底盤及び一般箇所の部分写真
- ②構造耐力上主要な軸組若しくは耐力壁の工事終了時
 - 軸組若しくは耐力壁工事完了時の全景
 - ・柱等の継手・仕口の状況写真
 - 耐力壁の状況写真
- ③屋根の小屋組の工事終了時
 - 小屋組の全景
 - ・小屋組の部材、接合状況写真

〇申請書第3面の記載について

• 10 欄へは、確認を受けた以降に変更となった事項について記載が必要です。市規則第 4 条に基づく設計変更届を提出済の場合は、「〇年〇月〇日付け設計変更届による」の記載でも良いです。この場合、設計変更届時に提出されている図面や資料の再提出は不要です。

〇申請書第4面の記載について

• 法第7条の5(検査特例)の適用を受けるためには第4面の記載が重要です。記載例を参考になる べく詳細に記載して下さい。